

## 4 総合評価落札方式の改定について

## 1. 落札者決定基準の変更について

### (1) 優良工事表彰の評価について

- ・評価対象期間及び配点の変更について

### (2) 配置予定技術者の同種工事実績について

- ・評価対象技術者の追加について

### (参考) 工事成績評定点の対象工事について

- ・R7.6の発注基準改定に伴う表記方法の変更について

## 2. 評価された配置技術者を途中交代させる場合の取扱いについて

# 1. 落札者決定基準の変更について

現行

評価項目		評価基準	配点
企業の施工実績等	工事成績評定点	過去5年間の工事成績評定点	2.5
	表彰	過去4年間の表彰実績	1.5
	配置予定技術者の実績	過去15年間の監理技術者・主任技術者・現場代理人としての施工経験	2
	建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムの事業者登録及びカードリーダーの設置	1
合計			10

改定後

評価項目		評価基準	配点
企業の施工実績等	工事成績評定点	過去5年間の工事成績評定点	2.5
	表彰	過去 <b>3年間</b> の表彰実績	<b>1</b>
	配置予定技術者の実績	過去15年間の監理技術者・ <b>監理技術者補佐</b> ・主任技術者・現場代理人としての施工経験	2
	建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムの事業者登録及びカードリーダーの設置	1
合計			<b>9.5</b>

← 改定①

← 改定②

代表例：一般土木等 企業・技術者評価型①（10.3億円～30.2億円）

現行

評価項目		評価基準	配点
企業の施工実績等	工事成績評定点	過去5年間の工事成績評定点	2.5
	表彰	過去4年間の表彰実績	1
	ISO認証取得	ISOシリーズ認証の取得	1
	配置予定技術者の実績	過去15年間の監理技術者・主任技術者・現場代理人としての施工経験	2
	地域精通度	本店の所在地	2.5
	社会・地域貢献	災害協定の締結	1
合計			10

改定後

評価項目		評価基準	配点
企業の施工実績等	工事成績評定点	過去5年間の工事成績評定点	2.5
	表彰	過去 <b>3年間</b> の表彰実績	<b>1</b>
	ISO認証取得	ISOシリーズ認証の取得	1
	配置予定技術者の実績	過去15年間の監理技術者・ <b>監理技術者補佐</b> ・主任技術者・現場代理人としての施工経験	2
	地域精通度	本店の所在地	2.5
	社会・地域貢献	災害協定の締結	1
合計			10

← 改定①

← 改定②

代表例：一般土木等 企業・技術者評価型②（5.7千万円～10.3億円）

# 1. 落札者決定基準の変更について

## (1) 優良工事表彰の評価について

### 【改定内容】

- 1) 表彰の評価対象期間を4年から3年に変更
- 2) 表彰の評価の配点1.5点を1.0点に変更（現行で配点1.0点のものは変更しない）

### 現行

評価(審査)項目		評価(審査)内容	配点
企業の 施工 実績	表彰 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ JVの代表者は、過去4年間における国土交通省近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)又は奈良県県土マネジメント部発注の一般土木工事等に対する表彰</li> <li>▪ JVの代表者以外の構成員は、過去4年間における奈良県県土マネジメント部発注の一般土木工事等に対する表彰</li> </ul>	得点 の合計点 Max 1.5

(注) 表彰における過去4年間とは、令和3年4月1日～令和7年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。

### 改定後

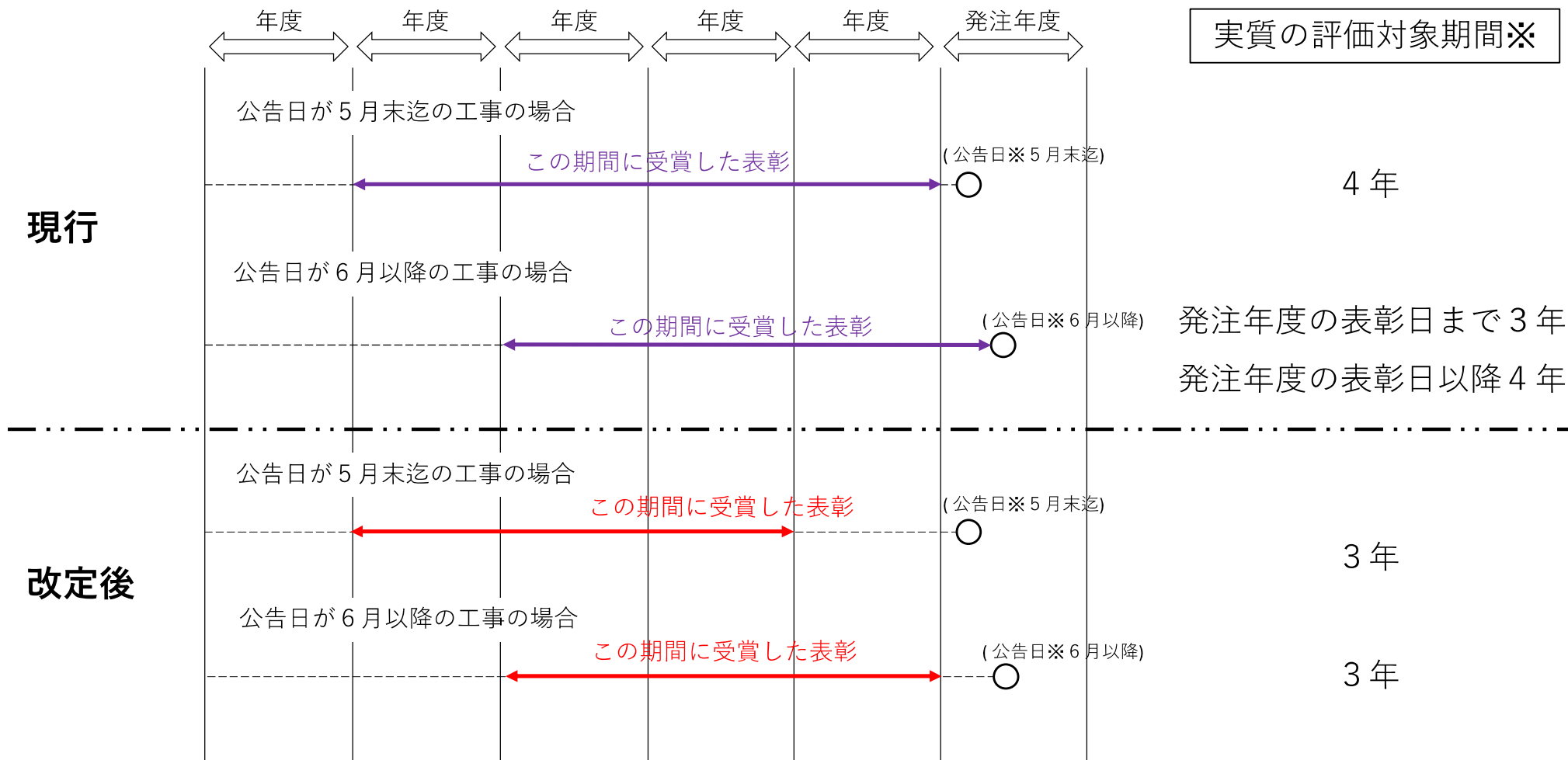
評価(審査)項目		評価(審査)内容	配点
企業の 施工 実績	表彰 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ JVの代表者は、過去3年間における国土交通省近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)又は奈良県県土マネジメント部発注の一般土木工事等に対する表彰</li> <li>▪ JVの代表者以外の構成員は、過去3年間における奈良県県土マネジメント部発注の一般土木工事等に対する表彰</li> </ul>	得点 の合計点 Max 1.0

(注) 表彰における過去3年間とは、令和5年4月1日～令和8年3月31日までに受けた表彰に限るものとする。

代表例：一般土木等 企業・技術者評価型①

【適用日】 令和8年6月1日以降に公告を行う工事から適用

## ◆表彰の評価対象期間の考え方について



※工事完成の翌年度に表彰

# 1. 落札者決定基準の変更について

## (2) 配置予定技術者の同種工事実績について

### 【改定内容】

1) 監理技術者・主任技術者・現場代理人に加えて、監理技術者補佐としての同種工事実績を追加

### 現行

評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
配置予定技術者の実績(JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験  同種工事:○○○工	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	2
		b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1
		c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1
		d. 上記a、b、cに該当しない	0

### 改定後

評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
配置予定技術者の実績(JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての監理技術者・ <b>監理技術者補佐</b> ・主任技術者・現場代理人としての施工経験  同種工事:○○○工	a. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・ <b>監理技術者補佐</b> ・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	2
		b. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・ <b>監理技術者補佐</b> ・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1
		c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1
		d. 上記a、b、cに該当しない	0

代表例：一般土木等 企業・技術者評価型①

監理技術者補佐とは（建設業法第26条第3項第二号に基づく）

公共性のある重要な建設工事において、監理技術者を配置する場合、原則専任が必要となるが、監理技術者の職務を補佐する者（**監理技術者補佐**）をそれぞれの現場に専任で配置することで、本来専任配置が求められる監理技術者を2つの工事現場に配置することが可能になる。



【適用日】 令和8年6月1日以降に公告を行う工事から適用

# 1. 落札者決定基準の変更について

## (参考) 工事成績評定点の対象工事について

【運用自体は現行から変更なし】

- 1) 令和7年6月の発注基準改定に伴い、公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前と令和7年6月1日以降で対象金額が異なるため、落札者決定基準の注意書きで記載
- 2) 奈良県建設工事等競争入札参加資格で格付け基準がある「土木一式工事」「建築一式工事」「舗装工事」においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額が、各工事の公告日(指名通知日)時点における等級によっても異なるため、落札者決定基準の<別表1>で記載

### 記載方法の変更

評価(審査)項目		評価(審査)内容
企業の施工実績	工事成績評定点 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県県土マネジメント部発注の「 <b>一般土木工事等</b> 」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値)

<別表1> 評価対象となる過去5年間の工事成績評定の対象工事  
(奈良県県土マネジメント部発注 土木一式工事)

各工事の公告日 (指名通知日) 時点における等級	各工事の設計金額	
	公告日または指名通知日が 令和7年6月1日以降の工事	公告日または指名通知日が 令和7年5月31日以前の工事
A1	5,700万円以上	5,000万円以上
A	3,400万円以上	3,000万円以上
B	1,700万円以上	1,500万円以上
C	600万円以上	500万円以上
D	250万円以上	250万円以上

(注) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。

(注) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が5千7百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。

公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が5千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。

なお、過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。

過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した工事のうち、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額は<別表1>に定めるとおりとする。

代表例：一般土木等 企業・技術者評価型②

### (1) 若手・女性チャレンジ評価型における配置技術者の途中交代について

#### 【改定内容】

1) 総合評価落札方式の若手・女性チャレンジ評価型で受注した工事において、加点評価されていた配置技術者を工事期間中に途中交代する場合、同等以上の技術者を配置できない理由が真にやむを得ないと判断できる場合は、完成時の工事成績評定点において減点しない。

#### ◆監理技術者等が変更できる条件 ※従来どおり（入札説明書より抜粋）

配置技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限る

#### ◆対象工事

若手・女性チャレンジ評価型で発注した工事において、監理技術者等に若手・女性を配置することで、総合評価において加点評価され、受注した工事

#### ◆交代する技術者要件の緩和

- ・総合評価で評価された当初の配置技術者と同等以上の者を配置できない場合は、工事成績評定点で減点
- ・ただし、社内で若手・女性技術者を配置できないことが証明できる場合は、減点しない（なお、入札公告に示す配置技術者にかんする条件を満たす必要がある）

〈具体例〉社内で他に監理技術者等の資格を有している若手・女性がない  
社内にはいるが、他工事に監理技術者等としてすでに従事しており、交代できる若手・女性がない

※工事期間中にやむを得ず監理技術者等を途中交代する場合は、速やかに契約担当部局（土木事務所等）に連絡の上、「現場代理人等変更通知書」を提出してください

【適用日】 令和8年6月1日以降に公告を行う工事から適用